

第4章

全体構想





1 土地利用の方針

1-1 土地利用の基本的な考え方

本市の経済活動は、人口増加やモータリゼーションの発展に加え、各家庭の自動車保有台数の増加が進んだことで、活動範囲が飛躍的に広がりました。それに伴って、企業の産業活動や市民の居住ニーズの多様化が進み、都市活動の範囲も急速に拡大したこと、都市の健全な発展を導くべき都市計画が後手に回る結果となりました。特に、区域区分を定めていない本市の都市計画区域内では、用途地域が指定されていない場所（用途白地地域）での乱開発が進行し、非効率な市街地の拡大が続いていること、将来の都市経営に大きな負担となることが予想されることから、将来の人口減少時代にも維持し続けられる持続可能な都市経営への転換が求められています。

今後の土地の利用にあたっては、第2次宇城市総合計画に掲げている土地利用構想との整合・連携を図り、市全域の産業活動と目指すべき将来像を見据えます。また、本市の持つ社会的・経済的及び文化的諸条件を十分に踏まえながら、健全な都市活動と住み良い生活環境を確保するため、以下の考えを基本とした土地利用を進めます。

（1）各地域の産業活動や生活行動を踏まえた都市経営

- 広大な面積を有する本市では、各地域に様々な魅力ある資源と産業基盤を有しており、それぞれの地域の産業活動や生活行動を踏まえ、地域ごとの機能・役割に基づいて、整備、開発及び保全など地域に合った土地利用を推進し、市全域で連携がとれた機能的なまちの形成を図ります。

（2）地域資源を活かした魅力ある土地利用の推進

- 市全域の秩序ある土地利用の推進を図るために、これまで守り築きあげてきた各地域の社会資本、自然環境や歴史的・文化的遺産等の地域資源を活かした魅力ある土地利用を推進します。

（3）都市的土地利用と自然的土地利用の調和

- 広大な農地や森林は、本市の基幹産業を支える重要な産業基盤であり、人口減少下における、移住・定住促進や人口流出の抑制に向けた、雇用の確保を実現するためにも、より一層その保全・利活用の重要性が高まります。そのため、都市の健全な発展を導くための都市活動を進めつつ、市街地周辺の田園風景、自然環境などの調整を図り、秩序ある土地利用及び社会経済情勢の変化等に対応した合理的かつ効果的な土地利用を誘導し、都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図ります。

1 - 2 土地利用の方針

(1) 拠点形成

1) 市民の日常生活に係る市民交流の場

①都市拠点

- JR 松橋駅周辺から市役所周辺にかけての都市拠点は、本市の生活利便を維持・向上するための中心的な役割を担う拠点として、様々な都市機能の集積とにぎわいの創出を図るとともに、歩いて暮らせるまちなかづくりを進めます。
- 拠点内の空き家・空き地などの低未利用地については、積極的に活用を図り、拠点の人口密度及び都市機能の維持・集約に努めます。

②地域拠点

- JR 小川駅周辺は、小川地域の市民を対象とした都市機能の維持・充実に努め、用途地域による適正な土地利用誘導と市外からの転入も踏まえた良好な市街地形成により、地域住民の生活利便の確保に努めます。
- JR 三角駅周辺は、三角地域の市民を対象とした都市機能の維持・充実に努め、三角西港のレクリエーション拠点と一体となった観光振興による魅力ある観光地の創出と地域住民の生活利便の確保に努めます。
- 豊野支所周辺は、豊野地域の市民を対象とした都市機能の維持・充実に努めるとともに、都市拠点との連携によって、地域住民の生活利便の確保に努めます。

③生活拠点

- 宇土半島に点在する松合、郡浦、戸馳、大田尾などの集落については、集落のコミュニティ及び交通利便の確保に努めつつ、民間企業との連携による出張販売や出張医療などの活用を推進します。
- 都市拠点や地域拠点との距離を有する南豊崎、竹崎、小野部田、海東などの集落については、周辺の産業基盤を支える重要な集落であることから、一定の都市機能の維持及び交通利便の確保に努めます。

2) 都市の経済活動に影響を与える産業活動の場

④産業拠点

- 松橋 IC や宇城氷川 SIC 周辺については、既に多くの工業施設の立地が進んでおり、九州圏域の中間点としての本市の交通拠点性や県北・県央における産業集積の影響から、物流施設や工場といった企業の進出意欲は高いものの、産業用地が不足している状況にあります。こうした状況を受け、市街地との住み分けを考慮しながら、松橋 IC 周辺から豊野地域にかけての国道 218 号や宇城氷川 SIC から城南 IC に抜ける県道小川嘉島線沿い、他市町と接する本市周辺部などで地区計画などを活用した良好な産業用地の確保を図ります。

⑤レクリエーション拠点

- 世界文化遺産である三角西港は、本市の代表的な観光地であるため、歴史・文化資源の保全及び周辺を含めた魅力的な景観形成を図り、観光による交流人口の増加を図ります。
- 風光明媚な海浜景観を有する戸馳島周辺は、自然環境及び景観の保全に努め、島内外からの良好な眺望を活かし、レクリエーションの場としての活用を図ります。

(2) 類型別土地利用

1) 都市的土地区画整理事業

①住宅地

- 既に形成されている市街地およびその周辺は、主として良好な居住環境の維持・誘導と宅地供給を図るものとし、都市拠点内においては子育て世帯の居住を進め、中層住宅や高齢者向け共同住宅などを一団として整備するなど、土地の高度利用と良質な住宅地の供給を推進します。
- 用途地域周辺のJR松橋駅西側や宇城総合病院周辺、曲野地区、高良地区などにおいては、区画整理等、市街地開発事業の可能性や宅地化の進捗状況を勘案しつつ、新たな用途地域の指定について検討を行います。
- 特にJR松橋駅西側、高良地区周辺地域については、学校や図書館といった文教施設の配置を踏まえ、子育て世帯の居住を進めます。大野川リバーサイドロード線の沿線上についても、まとまった一団の宅地開発等の検討を行います。
- 用途白地地域に国・県・市の公共施設が集積する久具地区については、既に都市基盤の整備が整っていることから、用途地域の指定について検討を行います。
- JR小川駅から小川商店街にかけては、既に宅地化が進行し、既成市街地が形成され、残存農地も少ないとことから、新たな用途地域の指定に向けた検討を行います。

②商業・業務地

- JR松橋駅から市役所にかけての商業・業務地は、公共公益機能や交通機能を核に、計画的住宅街区や大規模店舗などが集積したにぎわいのある商業空間を形成するとともに、安全で快適に買い物が楽しめる歩行者空間の確保に努めます。
- 小川地域の大規模集約施設周辺や既存商店街は、既存店舗の維持・充実を図り、周辺市街地の居住環境に対して、騒音や交通渋滞などの悪影響がないように配慮しつつ、回遊性のある商業空間を形成します。
- 三角西港周辺は、多くの観光客が訪れる場所であるため、観光客が快適に買い物や飲食を楽しめる商業空間として、商業・業務機能の維持・充実を図ります。

③工業地

- 工業地は、用途地域内の工業系用途地域以外にも、松橋 IC や宇城氷川 SIC 周辺、豊野地域に点在しているため、既存産業の維持・充実を図るとともに、交通の要所を活かした各 IC 周辺における新たな産業立地の推進を図ります。
- 新たな工業地については、今後の優良企業の受け皿として、松橋 IC 周辺から豊野地域にかけての国道 218 号沿いや宇城氷川 SIC から城南 IC に抜ける県道小川嘉島線沿い、他市町と接する本市周辺部など、工業適地指定や山林や耕作放棄地等のまとまった一団の用地の土地利用調整により工業用地を供給します。

④集落地

- 市内に点在する集落地では、人口減少によるコミュニティの縮小や後継者不足、生活利便の悪化など様々な問題が発生していますが、本市の産業基盤はこれらの集落居住者によって支えられていることから、農林漁業振興と連携した集落地への定住促進を進めるとともに、生活利便の維持・確保に努めます。

2) 自然的土地利用

①農地

- 本市の重要な産業基盤である農地は、良質な居住環境と産業拠点との均衡を踏まえ、メリハリのある保全を図るとともに、水田を中心に生産性の高い農業ゾーンを配置し、土地基盤の整備と農業生産性機能の高度化を図ります。

②山地

- 山林は、国土保全機能や景観保全の観点から、森林資源の適正な保全を図るとともに、本市の基幹産業を支える重要な産業基盤でもあることから、積極的な利活用を検討します。
- 保有する自然・歴史・文化などの諸資源を、保全と活用の両目的で一体的な整備を行い、市民の有益な余暇空間として提供を図り、かつ市民の心的シンボルとして保全整備を図ります。

(3) 都市計画に係る土地利用

1) 都市計画区域

- 現在の都市計画区域は、松橋地域から小川地域にかけて既に都市的土地利用への転換が進んだ地域を中心に指定していますが、市街地縁辺部における市街化の圧力を抑制するためには、用途白地地域における特定用途制限地域等の規制誘導方策の導入が必要であり、農業の広大な生産基盤や田園景観を守るために、一体の都市活動が営まれている豊川地区への都市計画区域の拡大について県との協議を進めます。
- 物流施設や工場といった産業施設の誘導、産業拠点の拡大を図るため、既存の産業拠点周辺部への都市計画区域の拡大についても県との協議を進めます。

2) 用途地域

- 既に市街化が進行した小川地域は、大規模集客施設を核とした大規模な開発が行われ、道路や下水道などの都市基盤整備も進んでおり、適正な土地利用誘導を図るため、用途地域の指定に向けた取り組みを進めます。
- 大野川リバーサイドロード線の整備に伴い、計画的に市街地形成を進めるため、用途地域の指定について検討し、宅地化を促進します。
- JR 松橋駅西側は、駅前広場の開設に伴い、都市的土地区画整備への開発圧力が高まっていることから、計画的な市街地整備を前提とした新たな市街地形成を進めます。
- JR 小川駅西側は、駅の西口整備や東西のアクセス道路の整備により、市南部のハブとなることから、都市的土地区画整備への転換や用途地域の指定に向けた取り組みの検討を行います。
- 用途地域縁辺部には、公共公益施設の立地に伴い、住宅開発や IC 周辺での産業立地の開発圧力が高い場所があるため、民間活力を活かした市街地開発事業等の実施を促し、良好な市街地形成が実施される場合には用途地域の拡大を行います。ただし、用途地域の新規指定にあたっては、防災リスクの高い場所への市街地拡大を避け、周辺へ与える影響を検討するとともに、やむを得ず拡大する場合には防災対策について検討を行います。
- 立地適正化計画において定める都市機能誘導区域及び居住誘導区域と連動し、誘導区域内外における適正な土地利用誘導を図るための用途地域の転換を進めます。
- 土地の利便性や地域住民のニーズ等を考慮し、複合的な土地利用が必要となる市街地の区域については、適宜、用途の純化、複合化を図ります。
- 産業拠点に隣接する用途地域の縁辺部への、用途地域の指定に向けた取り組みの検討を行います。

3) 土地の高度利用

- JR 松橋駅周辺及び JR 小川駅周辺においては、多くの都市機能が集積するまちの中核であり、交通の軸が交差するまちの玄関口でもあることから、公共空間の確保を図りつつ一体的な市街地の開発による土地の高度化を図り、にぎわい・活力があふれる魅力的なまちの形成に努めます。

4) 計画的な都市的土地区画整備

- 民間事業者が行う開発行為に対しては、周辺環境との調和や地域産業への影響を考慮しつつ、市街地開発事業や地区計画等の活用による適正かつ効果的な整備を誘導し、活力と潤いがあふれる地域環境の維持・形成に努めます。
- 用途白地地域における無秩序な開発を抑制するため、開発行為に該当する面積の縮小化等の取り組みの検討を行います。

5) 農地及び自然環境との調和

- 市街地周辺の農地、山岳や丘陵地、また、明神川や大野川等の主要な河川は、野生動植物の生息・生育地であるとともに、本市の重要な産業基盤であることから、農地法、森林法や河川法などの土地利用規制を通じて保全に努めます。
- 特に、宇土半島の北部に位置する山岳・丘陵地等の樹林は、本区域の貴重な地域資源として良質な居住環境と産業拠点との均衡を踏まえ、メリハリのある保全を図り、美しい自然環境の形成に努めます。

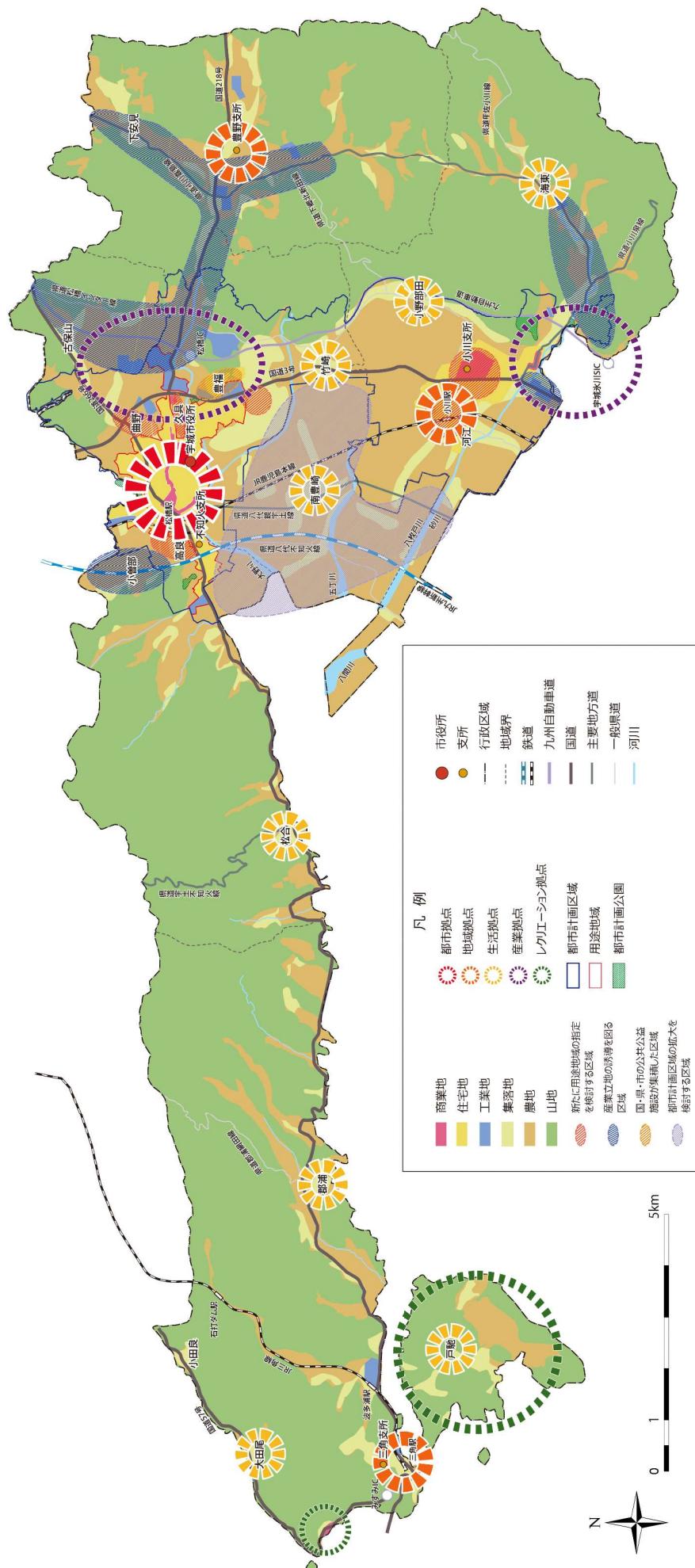


図 土地利用方針図

2 都市施設の整備方針

2-1 都市施設整備の基本的な考え方

都市施設は、都市における健全な生活を支える重要な公共施設ですが、一度整備すれば半永続的に維持管理費が発生することとなり、財政規模の縮小が懸念される現代においては効率的な都市施設整備を行っていくことが必要です。

本市の将来都市像を実現し、効率的・効果的な市街地形成を進めるにあたっては、宇城市公共交通計画との整合・連携を図りながら以下の整備方針に基づいて都市施設の整備を進めます。

2-2 交通施設の整備方針

(1) 道路

1) 都市間連携軸

- 他都市との都市間連携による交流・連携を促進する広域幹線道路として、九州自動車道、国道3号や国道266号、国道218号、県道松橋停車場線、県道八代鏡宇土線等を位置づけ、本市の重要な都市間連携軸として、関係機関との連携のもと道路機能の強化及び移動の円滑化を推進します。

2) 拠点間連携軸

- 市内に点在する都市拠点や地域拠点を結ぶ幹線道路として、3.3.1 都市計画道路曲野両仲間線、3.4.2 都市計画道路松山豊福線、3.4.3 都市計画道路松橋駅深川線などの都市計画道路や県道小川嘉島線、県道竜北小川停車場線、県道下郷北新田線、県道小川停車場線を位置づけ、各路線の機能強化により、主要な交通発生源を結ぶ都市の骨格軸を形成します。

3) 市街地内幹線道路

- 大野川リバーサイドロード線、松橋駅西線、小川駅西線などについては、JR各駅などの交通結節点や市内へのアクセス道路としての整備を推進します。

4) その他幹線道路

- 宇土半島の海岸沿いは、自然災害などにより国道266号が寸断された場合には点在する集落が孤立する可能性があることから、宇土市を結ぶ県道宇土不知火線や県道郡浦網田線の機能強化を図ります。また、三角港と宇土市を結ぶ熊本天草幹線道路（事業中）の整備促進により、三角港へのアクセス性の向上を図ります。
- UKINISUM LINE の一部となる宇土半島沿岸の国道266号においては、海岸沿いの美しい景観を楽しむことができる観光要素として、サイクリングロードや視点場の整備を図ります。

5) 産業拠点間連携軸

- 九州圏域の中間点に位置し、松橋ICや宇城氷川SICを有する本市の交通拠点性を生かした産業集積を推進します。また、ICを軸とした産業拠点化を促進する広域幹線道路として、国道218号、県道小川嘉島線を位置づけ、関係機関との連携のもと道路機能の強化を推進します。

6) 住宅地の生活道路

- 今後、住宅地開発を進めるにあたっては、通学安全性の確保や緊急車両の進入を踏まえた道路整備を図ります。

7) 歩道等

- 駅前商業地を中心に、歩いて生活できる安全な歩行者空間の整備を図り、道路と民地が一体となった通りづくりを推進します。

(2) 公共交通体系

1) 鉄道

- JR松橋駅は、駅西口駅前広場の開設によって、線路西側からのアクセス性や交通結節機能が向上しており、本市の玄関口となる主要駅として公共交通の利用促進を進めるとともに、駅周辺の交通結節機能の維持・充実を図ります。
- JR小川駅は、駅周辺の交通結節機能の向上を図ることで、鉄道とバスなどへの円滑な乗り換えを推進します。
- JR三角駅周辺は、地域住民以外の観光客の利用も多く、交通事業者との連携強化やレンタサイクル・モービルの導入など、様々な交通手段への乗り換えの円滑化を図ります。

2) その他の公共交通

- 拠点間を結ぶ公共交通網を構築するため、路線バスやコミュニティ交通などによる連携の維持・充実を図ります。
- 各地域の公共交通については、ドローン配送や自動モービルなどの民間事業者による新たな交通手段を積極的に取り入れるとともに、コミュニティバスやタクシーなどのデマンド交通も含め、様々な交通手段の導入を検討し、市民の交通利便の確保に努めます。
- 持続可能な公共交通体系を構築するため、MaaS 導入に向けた実証実験などを含めた公共交通のあり方について検討を行います。
- 三角港については、定期船の維持に努め、交通結節機能の強化を図り、鉄道やバスなどの公共交通機関や車、自転車などとの乗り換えの円滑化を推進します。

2-3 公園・緑地の整備方針

(1) 公園

- 公園は、地域住民の生活にゆとりと潤いを与えるとともに、地域のコミュニティを形成、育成する場でもあります。本市の公園整備は十分とは言えず、特に既成市街地内における公園が不足しているため、街区公園や近隣公園、地区公園等の住区基幹公園の整備を推進します。また、駅前などのまちなかにおいては、ポケットパークなどの整備についても推進します。
- 整備された公園については、コミュニティの形成と育成の観点からも、市民による維持管理の体制づくりを推進し、パーク PFI の可能性についても検討します。
- 本市は、海や山の自然資源に恵まれているため、自然の緑を活かしたレクリエーション地区整備など、観光資源開発との連携を考慮した整備を目指します。
- 若い世代の居住拡大に繋がる宅地開発事業を考慮しながら、子育て世代の需要に見合った公園整備を検討します。
- 公園は、災害時における広域避難場所や一時避難場所などの避難場所としての機能や、支援・救助部隊の活動拠点としての機能が期待されるため、防災倉庫の設置など、地域の防災力向上に向けた公園整備を推進します。

(2) 緑地

- 山地の緑地については、市民にとっての自然との触れ合いの場の確保と創出を積極的に図ります。特に、自然空間を活かした、日常的なレクリエーション空間として活用できる施策を推進します。
- 市内の歴史性・風土性を有する場所では、観光資源としての活用に努めます。
- 公園の整備充実と併せて、道路沿道の修景、堤防等の緑化を行い、緑のネットワークの形成を検討します。
- 大野川リバーサイドロード線道路新設改良事業等の道路改良事業は、公園・緑道等の環境及び景観の保全に努めた計画を検討します。
- 社会资本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・育成の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりや地域づくりを進めるため、グリーンインフラに関する取り組みを検討します。

2-4 その他都市施設の整備方針

(1) 河川

- 市街地を流れる大野川、明神川等の主要な河川は、河川氾濫の防止に向けた治水対策を県に働きかけ、災害の発生防止に努めます。
- 市街地を流れる河川については、身近な自然と触れ合える場所として、親水性の高い潤いあふれる水辺空間として整備を推進します。
- 流域治水の考え方の下、中小河川の河道拡幅や河床掘削などによる、氾濫対策を推進します。
- 治水対策について、流域治水の計画及び方針により施策を講じ、災害の発生防止に努めます。
- 河川整備は、産業拠点の強化とも密接な関わりがあることから、特に、産業拠点に隣接する主要河川については、産業振興を図るために必要な治水対策を県に働きかけ、整備を推進します。

(2) 下水道施設

- 既存供用開始区域以外については、人口の規模や密度、投資効果等を基準として下水道事業、農業集落排水事業と合併処理浄化槽事業等とを比較し、より効果的な手法で污水処理を推進します。
- 重要施設について耐震化を行うとともに、老朽化した下水道施設の計画的な改築・更新を推進します。
- 公共下水道（不知火・松橋・当尾排水区）については、雨水ポンプ場を整備し、流域治水の考え方に基づき、排水に努めます。

(3) ごみ処理場

- 本市は、ごみ処理施設を市単独で整備しておらず、宇城広域連合宇城クリーンセンターによる共同処理を行っている状況にあり、今後もこのような広域的な枠組みの中で、住民や事業者との協力・連携を図りつつ、適正なごみ処理や再資源化を推進します。

(4) し尿処理施設

- 本市のし尿処理施設は、宇城広域連合環境再生センターKIREKA（宇土市）で処理されており、今後も広域的な取り組み等との整合を図りつつ、効率的かつ効果的な収集・処理体制の確立に努めます。

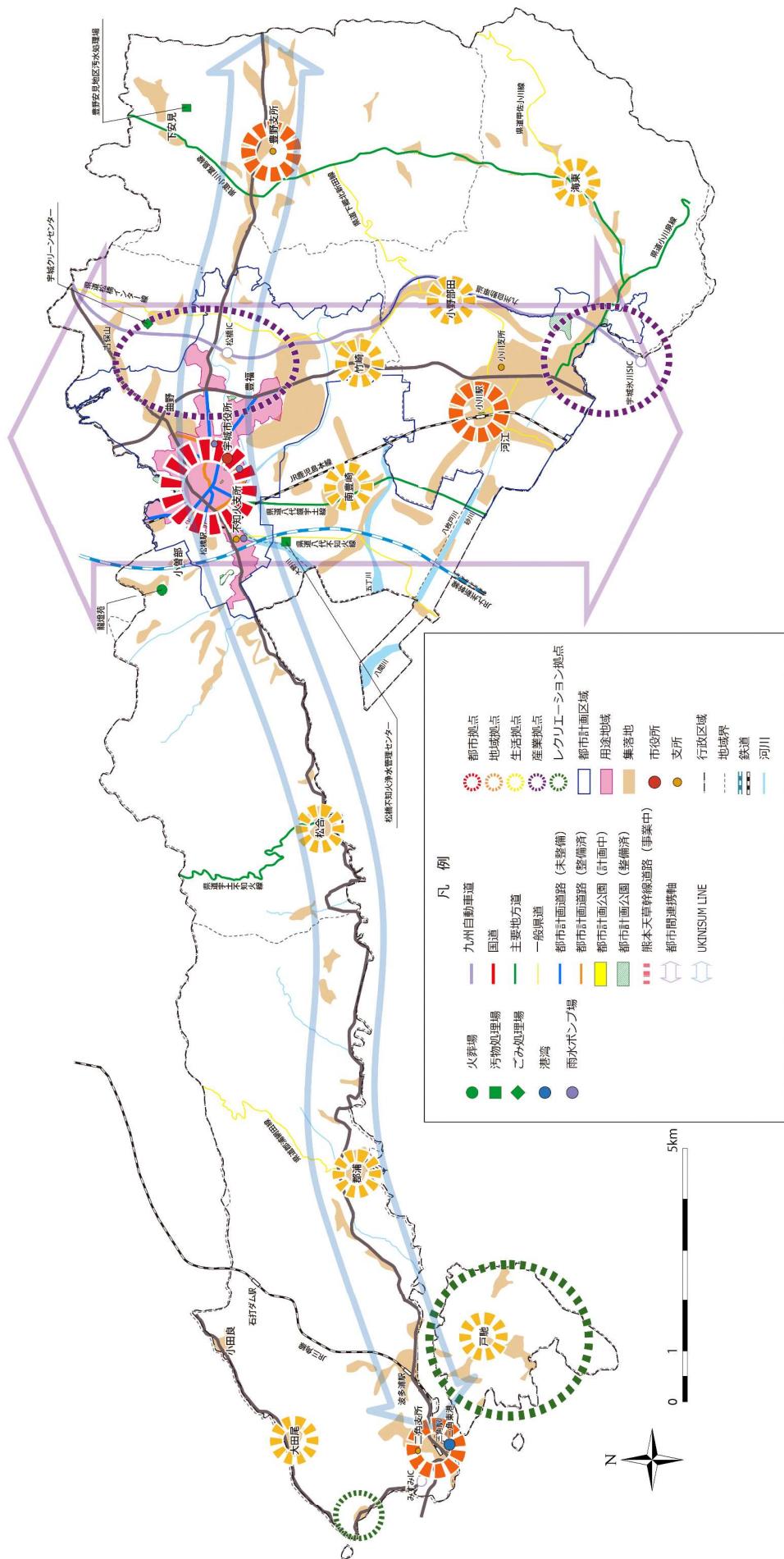


図 都市施設整備方針図

3 景観形成の方針

3-1 景観形成の基本的な考え方

景観形成は、都市の魅力を向上させるだけではなく、市民のまちづくりへの意識を高め、郷土への愛着を深めるといった観点もあることから、まちづくりにおいて非常に重要な要素となります。

各地域が有する様々な資源を活用し、景観形成に向けて地域住民が景観意識を共有することで、地域の快適な居住環境の創出に向けた取り組みを推進します。

3-2 景観形成の方針

(1) 市街地景観

- 都市拠点においては、歩行者や自転車の動線を重視し、人を楽しませてくれる都市空間の形成により、中心市街地としてのにぎわいの創出に努めます。
- 小川地域の既成市街地においては、用途地域の指定を推進し、新市街地として良好なまちなみ景観の形成を推進します。
- 用途地域内の居住地においては、敷地内緑化やまちなみ景観への取り組み意識を醸成し、地区計画や建築協定などのルールづくりを推進します。
- 三角西港及び JR 三角駅周辺においては、本市を代表する観光地として、観光資源と調和したまちなみ景観形成に努めます。
- 公共施設については、積極的な緑化の推進を図るとともに、地域のまちなみ配慮した建築物の整備を推進します。
- 民間の商業・業務施設に対しては、景観計画に基づき、看板や建物の色彩・形態の統一した美しいまちなみ形成を推進します。

(2) 沿道景観

- 国道 3 号や国道 266 号などの交通量の多い主要な幹線道路沿いにおいては、道路沿線の建物や広告物などの色彩・形態の統一した景観形成を図ることで、都市間連携軸としての良好な沿道景観を創出します。
- 特に、UKINISUM LINE を構成する幹線道路については、それぞれの暮らしぶりに相応しい沿道景観の維持・創出に努めます。

(3) 集落景観

- 松合地区においては、土蔵白壁群のまちなみを活かした景観形成によって、観光資源となっていることから、地域住民による景観形成及び観光振興に対する取り組みを支援します。

(4) 田園景観

- 豊川地区に広がる平坦で広大な田園景観は、本市の代表的な景観要素であり、鉄道や高速道路からの車窓景観にもなることから、農地の保全と合わせて、田園景観の保全に努めます。
- 豊野地域は起伏のある地形と田園風景が美しい地域であることから、農地の保全と集落の景観形成に努めます。

(5) 自然景観

- 九州自動車道以東の山地については、優れた緑地景観を形成しており、市街地からの眺望や車窓景観を守るために、緑地の保全を図ります。
- 宇土半島の山地や戸馳島の緑地は、海岸沿いの豊富な自然を印象づける景観要素であり、周辺からのランドマークとなることから、緑地の保全と集落形成への取り組みを推進します。
- UKINISUM LINE の一部である宇土半島沿いの国道 266 号は、八代海と山林による自然豊かな心地よい海洋景観や山岳景観を有することから、日本風景街道（シーニックバイウェイ）の登録に向けた取り組みを進め、宇土半島や戸馳島の地域資源、観光資源を活用したサイクリングや車による観光・回遊ルートの設定を推進します。

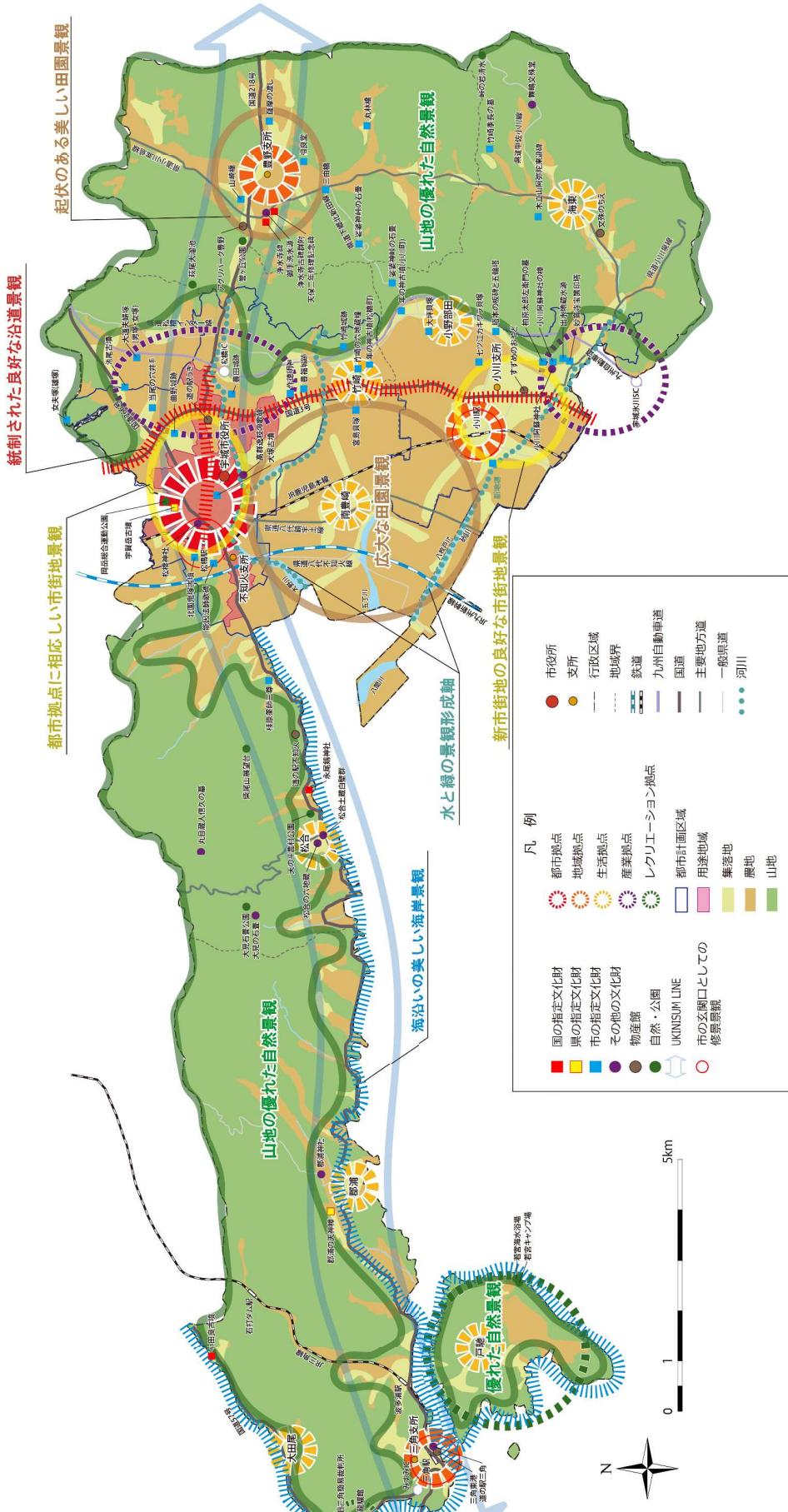


図 景観形成方針図

4 都市防災の方針

4-1 都市防災の基本的な考え方

熊本県は、平成28年4月に観測史上初となる、2度の震度7が観測された熊本地震を経験しており、県内各地で未曾有の被害をもたらし、多くの尊い生命と大切な財産が失われました。本市においても、震度6弱の前震、震度6強の本震に襲われ、建物倒壊が原因で死亡した人はいなかったものの、多くの負傷者が発生し、建物や公共施設、土木インフラ等にも甚大な被害が発生しました。これを受け、本市は「宇城市復興まちづくり計画」を策定し、熊本地震からの早期の復興を目指しています。

また、本市では、豪雨・強風・地震による浸水、溢水・高潮等の風水害、土石流・急傾斜地・地滑り等の土砂災害、木造住宅密集地における火災、干拓地という軟弱地盤に起因する災害リスクが存在しており、とりわけ浸水想定区域での居住の抑制が今後のまちづくりに必要とされています。

本マスターplanは、「宇城市復興まちづくり計画」や「宇城市復興グランドデザイン」、「宇城市立地適正化計画」との整合・連携を図りながら、激甚化・多様化する災害に対応するため、主に災害予防と災害応急対策の観点から以下のような整備を進めます。

4-2 都市防災の方針

(1) 災害に強い都市構造の構築

1) 地震・津波

- 地震やこれに伴う津波災害に対しては、南海トラフ沿いの巨大地震がいつ発生してもおかしくない状況であることから、安全な避難や迅速な応急対策活動を可能とするため、計画的な整備や活用の成熟化を進めます。
- 災害時には、周辺都市との連携を図り、情報収集・指揮命令、市民の中長期的な避難収容、要配慮者や車中泊避難者の受け入れ、備蓄物資の配送、支援物資の一時集積、ボランティアの支援といった災害発生後の各種活動を支える重要な場所や道路を整理した、「防災都市構造」として明示し、市民の安全の確保に努めます。

2) 河川氾濫・内水氾濫・高潮氾濫・ため池氾濫

- 豪雨災害や大型台風の発生により、市街地内の災害リスクへの懸念が高まっていることから、災害リスクの高い場所から安全な場所への居住の誘導を推進するとともに、市民の人命確保を優先した防災対策に努めます。
- 今後新たに用途地域等の指定を行う場合は、災害リスクの高い場所での指定を可能な限り避け、防災対策と合わせて、安全で快適な居住地の形成を図ることとします。

3) 土砂災害

- 九州自動車道東側の山地には、土砂災害の発生リスクが高い場所があるため、災害発生の防止に努めつつ、区域内居住者の居住の移転についても推進します。

(2) 避難・応急対策活動を支える拠点の整備

- 都市拠点及び地域拠点では、各地域の特色を踏まえた複合的な機能を有する防災拠点を配置し、市民の安心感につながるような場所を目指します。
- 各地域の中小避難所には、配置の適正化や、良好な生活環境の確保、指定避難所以外の施設の活用等を図り、地域の実情に応じたきめ細かな避難収容体制を図ります。
- 指定避難所等においては、災害時の十分な食料等の確保や防災資機材等を保管する備蓄倉庫の整備・充実を図るとともに、災害時に活用可能な防災公園等の整備を推進します。
- 周囲に指定緊急避難場所や指定避難所等がなく、避難が困難となる恐れがある集落地では、オープンスペースや駐車場の活用等、民間施設との連携を含めて検討を行います。

(3) 避難・応急対策活動を支えるネットワークの整備

- 国道3号をはじめとする主要な幹線道路については、支援物資の市内流入から主要な避難所に至るまでの重要な輸送ルートや大勢の人の主要な避難ルートとして、災害時にもその機能を維持・発揮するための必要な整備・対策を図ります。
- 集落地においても、安全・迅速な避難を可能とするための生活道路の整備・改良を図り、拠点間ネットワークの整備効果を高め、きめ細かな避難誘導を行うため、案内サイン類の整備を図ります。

(4) 生活の拠り所となる住まいの確保

- 地震被災者の仮設住宅については、供与期間が終了した後においても、地域の活性化や防災性向上等につながるような有効活用を図ります。

(5) 地域防災力の向上

- 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、自主防災組織の結成促進や活動の充実・強化を働きかけ、防災訓練や出前講座等を実施します。
- 浸水による垂直避難が困難となる恐れのある要配慮者利用施設等については、避難確保計画の作成を促進し、民間事業所との協定の締結を進め、災害時要配慮者・避難行動要支援者への支援体制の充実を図ります。

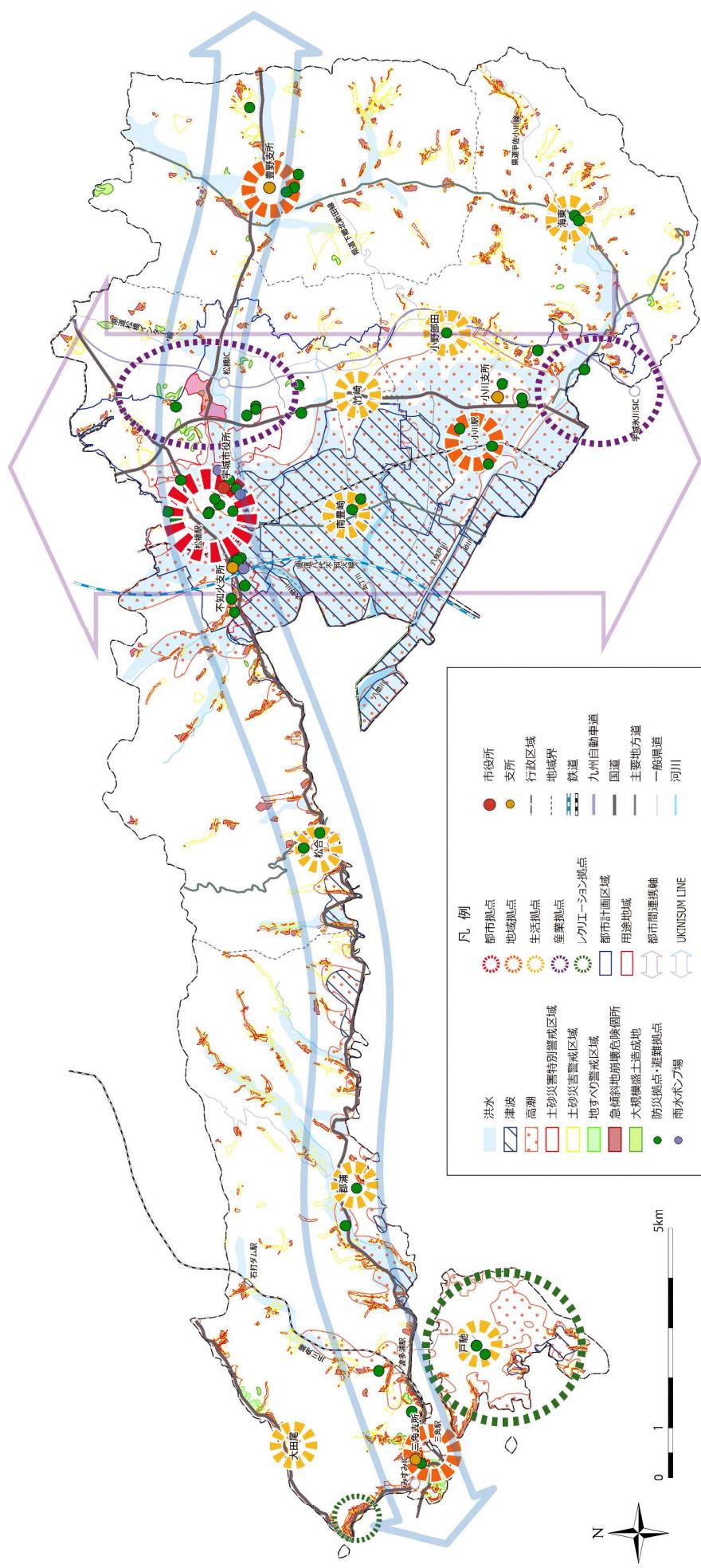


図 都市防災方針図